

民間が支える社会を目指して
～「民による公益」を担う公益法人～

目次

新公益法人制度について	2
法人の信頼性を保証する認定基準	4
公益法人の活動を支える税制	6
公益法人の活動状況	7
法人の信頼性を保証する仕組み	8
新しい公益法人制度に関する問合せ先 一覧	10

新公益法人制度について

110年ぶりの公益法人制度の大改革

公益法人制度は、明治31年(1898年)に施行された旧民法に始まります。以来、公益法人は志のある人の集まり(社団法人)として、あるいは財産の集まり(財団法人)として、民間の公益活動の担い手たるべく大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、公益法人制度が制定されて以来110年以上が経過し、社会が大きく変化

していき中で、明治29年当時の公益の概念で作られた制度は、多様化する社会ニーズに十分応えられなくなってきました。

新公益法人制度は、このように時代に合わなくなった制度の問題点を解決し、社会が求める多様な公益活動を、民間の非営利部門が自発的に行えるよう再構築したものとして、平成20年12月に施行されました。

旧制度と新公益法人制度の比較

新公益法人制度では、旧制度における主務官庁制が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されました。

法人は一般法人と公益法人に分けられますが、これらのうち一般法人は登記のみで設立することが可能となり、一般法人が公益法人を目

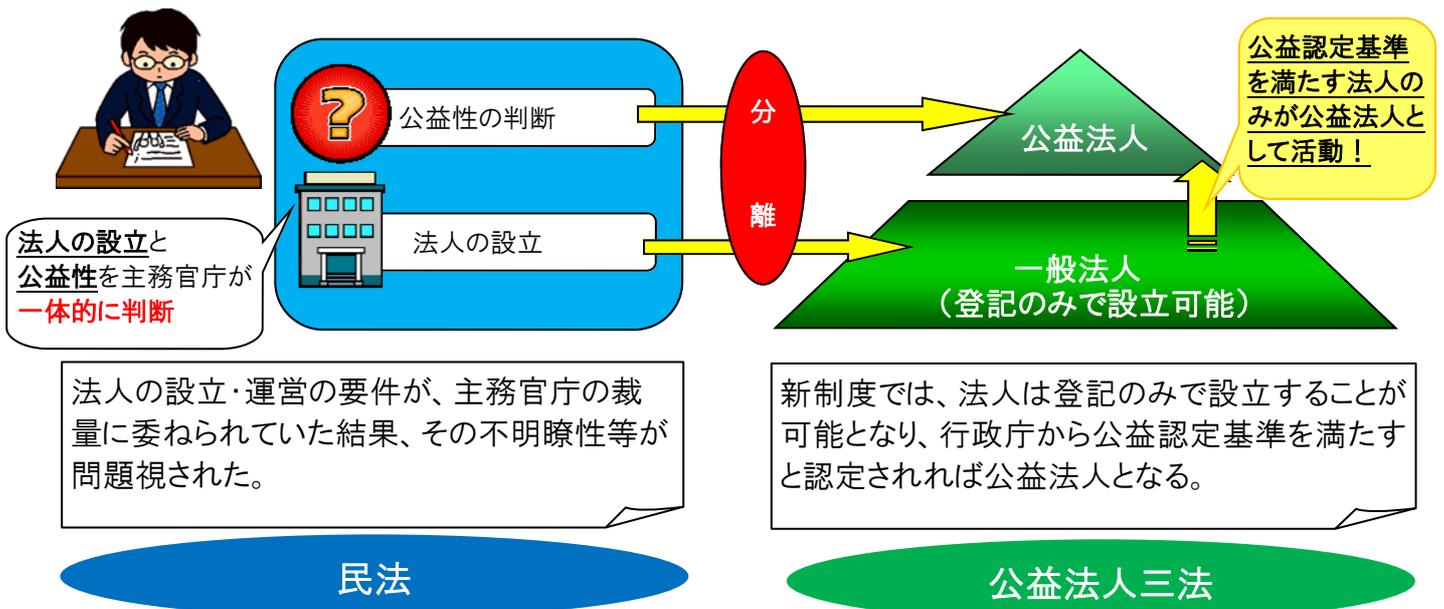
指す際には、認定法に定められた公益認定基準を満たしていると、行政庁である内閣総理大臣又は都道府県知事に認定されることが必要となります。

こうした制度改革により、主務官庁制を一因とした不透明な裁量行政が解消されました。

～法人の設立と公益性の判断が分離～

旧制度

新公益法人制度



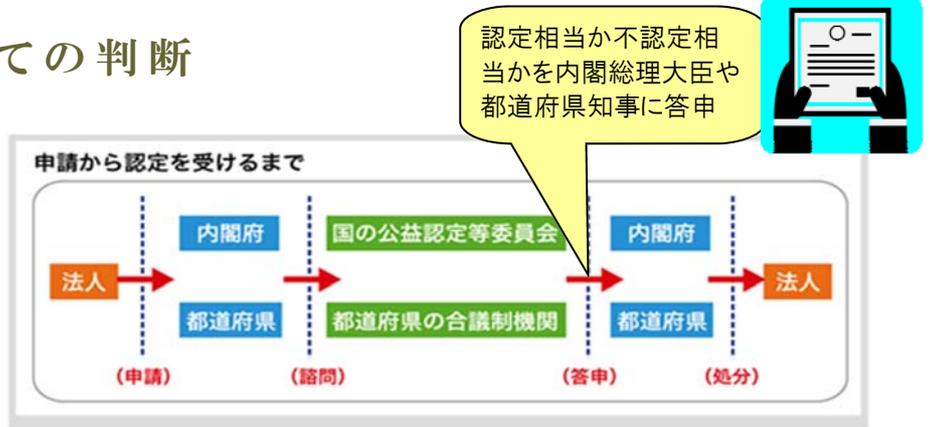
「公益法人三法」とは

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

公益認定基準についての判断

公益認定を受けるための基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関が行います。

旧制度では、主務官庁の裁量の判断によっていたことと大きな違いです。



公益認定等委員会の役割

公益認定等委員会は、公益法人の認定等を判断するため、認定法に基づき内閣府に設置された機関です。国会同意人事に基づき任命された7人の委員で構成されています(任期3年)。

委員会は、平成19年4月1日に発足し、内閣総理大臣の諮問を受けて、新たな公益法人の公益認定基準に係る政令・内閣府令に関する審議を行い、同年6月15日に答申を提出しました。

また、平成20年12月1日に新制度が施行されてからは、公益認定等に係る内閣総理大臣の諮問について審議し答申を行うとともに、内閣総理大臣から委任を受け、公益法人等に対し報告を求め、公益法人等の事務所への立入検査等を実施するなど、法人の監督も行っています。



- 【公益認定等委員会の委員】 (平成28年9月現在)
- ◎山下 徹 (株) NTTデータ相談役
 - 小森 幹夫 公認会計士、元新日本有限責任監査法人シニアパートナー
 - 北地 達明 公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
 - 小林 敬子 前 前橋家庭裁判所所長
 - 西村万里子 明治学院大学法学部教授
 - 堀 裕 弁護士、千葉大学理事・副学長
 - 恵 小百合 江戸川大学名誉教授
- ※◎委員長、○委員長代理

公益法人の活動状況

平成28年9月30日現在、全国で9,464の公益法人が各地で活動しています。

このうち、内閣府が所管する公益法人は2,412法人、都道府県が所管する公益法人は7,052法人です。

また、移行一般法人(公益目的支出計画を実施中の法人)は全国で9,485法人となっています。

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	796	122	827
	財 団	1,616	307	901
都道府県	社 団	3,356	109	4,707
	財 団	3,696	425	3,050
合 計		9,464	963	9,485

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年9月30日現在)

法人の信頼性を保証する認定基準

新公益法人が満たさなければならない基準

新公益法人は、不特定多数の方々の利益の増進に資するよう、新たに作られた厳格な基準が課されています(認定法第5条)。

大きく分けると、①公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準と、②公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準とがあります。

①公益性～公益に資する活動をしているか～

○公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。新公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業比率が50%以上であることが必要です(第1号、第8号)。

公序良俗等に反しない限り、公益目的事業以外の事業を行っても構いませんが、それによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要です(第5号、第7号)。



○特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念から見て合理性を欠くような利益や優遇のことです。新公益法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません(第3号、第4号)。



○収支相償であると見込まれること

新公益法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません(第6号)。



○一定以上に財産をためこんでいないこと(遊休財産規制)

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません(第9号)。



○その他(理事等の報酬等への規制、他の団体の支配への規制)

新公益法人の理事、監事等に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要があります(第13号)。また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないよう、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有してはいけません(第15号)。

②ガバナンス～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

○経理的基礎・技術的能力

公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」があることが必要です(第2号)。例えば業務を別の法人に「丸投げ」してはいけません。



○相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと

特定の利益を共通にする理事や監事が多数を占めていることにより、公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は3分の1を超えてはいけません(第10号、第11号)。



○公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

新公益法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。特に、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について、必要な事項を定款で定める必要があります(第16号)。

公益のために集めた財産は最後まで公益的に消費するべきものですので、①公益認定の取消しを受けたときなどは公益目的事業財産の残額を(第17号)、②解散したときは残余財産を(第18号)、それぞれ公益目的の団体等に贈与する旨、定款に定める必要があります。

○その他(会計監査人設置、社員の資格の得喪に関する条件等)(第12号、第14号)



以上の基準を満たしていても、次の場合は公益認定を受けられません(欠格事由)(認定法第6条)

- ①理事、監事、評議員のうち一定の要件(公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから5年を経過していない等)に該当する者がいる
- ②公益認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない
- ③定款又は事業計画書の内容が法令や行政機関の処分違反している
- ④事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない
- ⑤国税又は地方税の滞納処分が執行中又は滞納処分終了から3年を経過していない
- ⑥暴力団員等がその活動を支配している

公益認定基準や公益法人になるための手続の詳細については、「公益法人information」サイトをご覧ください。



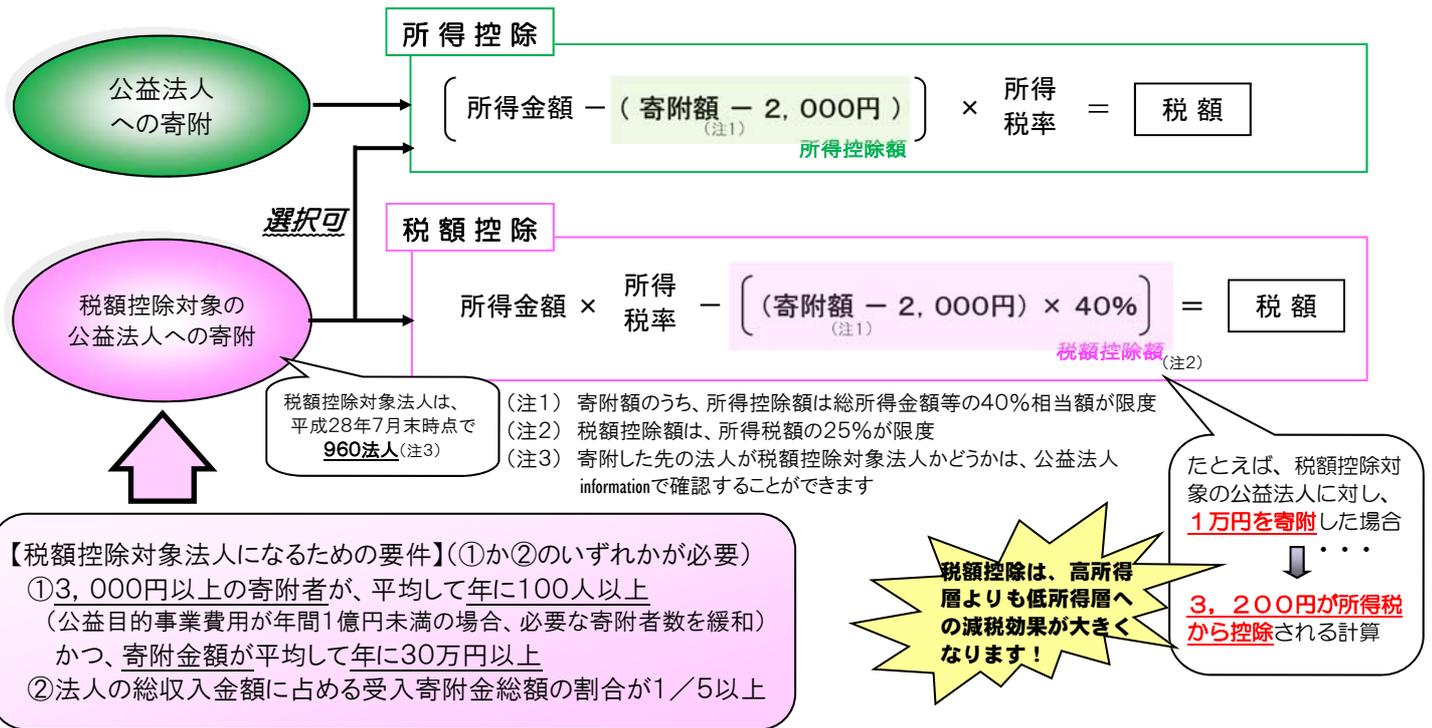
公益法人information

公益法人の活動を支える税制

公益法人の活動を支えていくためには寄附による支援が必要です。このため、国民の皆さんが**公益法人へ寄附した場合の税制上の優遇措置**を設けています。また、法人の活動を支えるため、**公益法人自らへの税制上の優遇措置**も設けています。

①個人が公益法人へ寄附をした場合

✓所得税について、以下の優遇があります。（下図参照）



✓個人住民税について、以下の優遇があります。

都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(公益法人に対する寄附金等)は、以下の金額を個人住民税の額から控除(税額控除)

- ア 都道府県が条例指定…(寄附金額-2,000円)×4%
 - イ 市区町村が条例指定…(寄附金額-2,000円)×6%
- ⇒重複指定であれば、(寄附金額-2,000円)×10%

! 公益法人へ寄附をした個人が税制上の優遇措置を受けるためには、確定申告を行う必要があります。(確定申告については、お近くの税務署等にお問い合わせ下さい)

②法人が公益法人へ寄附をした場合

✓法人税について、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。（右図参照）

$$A: (\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の額の}0.375\%) \times 1/2$$

$$B: (\text{所得金額の}2.5\% + \text{資本金等の額の}0.25\%) \times 1/4$$

- A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
- B: 一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)

③その他の寄附金の税制優遇

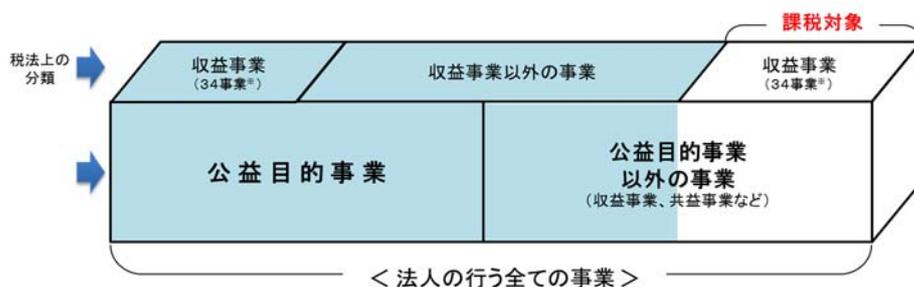
- ✓個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税
- ✓個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税
- ✓消費税について、特定収入に該当しない寄附金に関する特例措置

等の特例措置があります。（措置の詳細については、ホームページ等をご覧ください）

④公益法人が行う事業等への税制優遇

✓法人税について、収益事業課税となっています。

（ただし、収益事業であっても認定法上の公益目的事業なら非課税となります。）



※ 法人税法施行令第5条において、収益事業として規定される34事業

このほかにも、次のような特例の措置があります。

- ✓法人税について、「みなし寄附（公益目的事業への支出）」は、一定額まで損金算入
- ✓利子・配当等に係る源泉所得税の非課税
- ✓事業税、法人住民税、固定資産税等の一定の優遇措置
- ✓奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税

【公益法人の活動状況】

（平成27年12月1日現在）

事業活動の状況

平成27年度に係る事業報告等の提出のあった公益法人の活動状況を見ると、全体で約2,214億円の寄附金収入があり、52,948億円の公益目的事業を実施しています。また、245,247人が公益法人で働いていることが分かります。

	合計	平均値	中央値
正味財産額(億円)	131,385	14.1	1.3
公益目的事業費(億円)	52,948	5.7	0.7
公益目的事業比率(%)	—	83.5	87.0
会費収入(億円)	1,019	2,800(万円)	300(万円)
寄附金収入(億円)	2,214	4,800(万円)	300(万円)
理事(常勤)	8,890	1	1
理事(非常勤)	123,212	13	10
職員数(うち常勤)	245,247 (195,352)	26.1 (21)	5 (4)

法人の信頼性を保証する仕組み

公益法人のガバナンス・情報開示

公益法人は、自立した存在として、事業運営が法令や定款に基づき適切に行われるよう自らガバナンスを図っていく必要があります。

公益法人は、国民に対して法人の事業運営の透明性を確保し、その説明責任を果たす観点から、認定法及び法人法に基づき、情報開示を行う必要があります。具体的には、事業計画書等(※1)、事業報告等(※2)を毎年度行政庁に提出するとともに、事務所に備え置き、請求があれば閲覧させる必要があります。

行政庁に提出された事業計画書及び事業報告等についても、閲覧請求により閲覧することができます。

(※1)事業計画書等

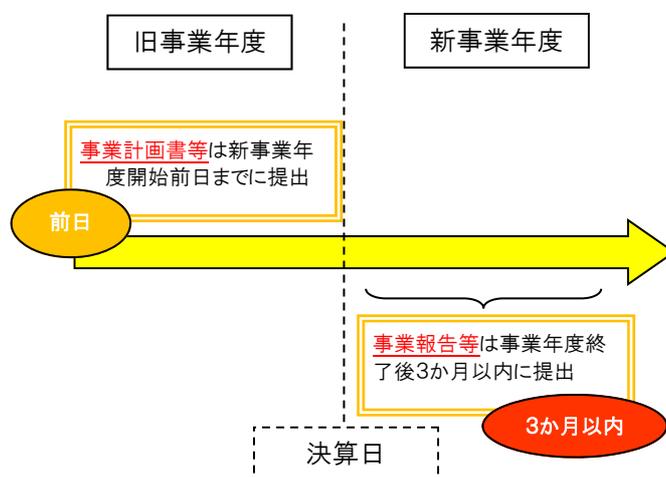
(毎事業年度開始日の前日までに作成・提出)

- ・事業計画書
- ・収支予算書 等

(※2)事業報告等

(毎事業年度経過後3か月以内に作成・提出)

- ・財産目録
- ・役員等名簿
- ・役員報酬等の支給基準を記載した書類
- ・運営組織及び事業活動の状況の概要及び重要な数値を記載した書類
- ・貸借対照表及びその附属明細書
- ・損益計算書及びその附属明細書
- ・事業報告及びその附属明細書
- ・監査報告 等

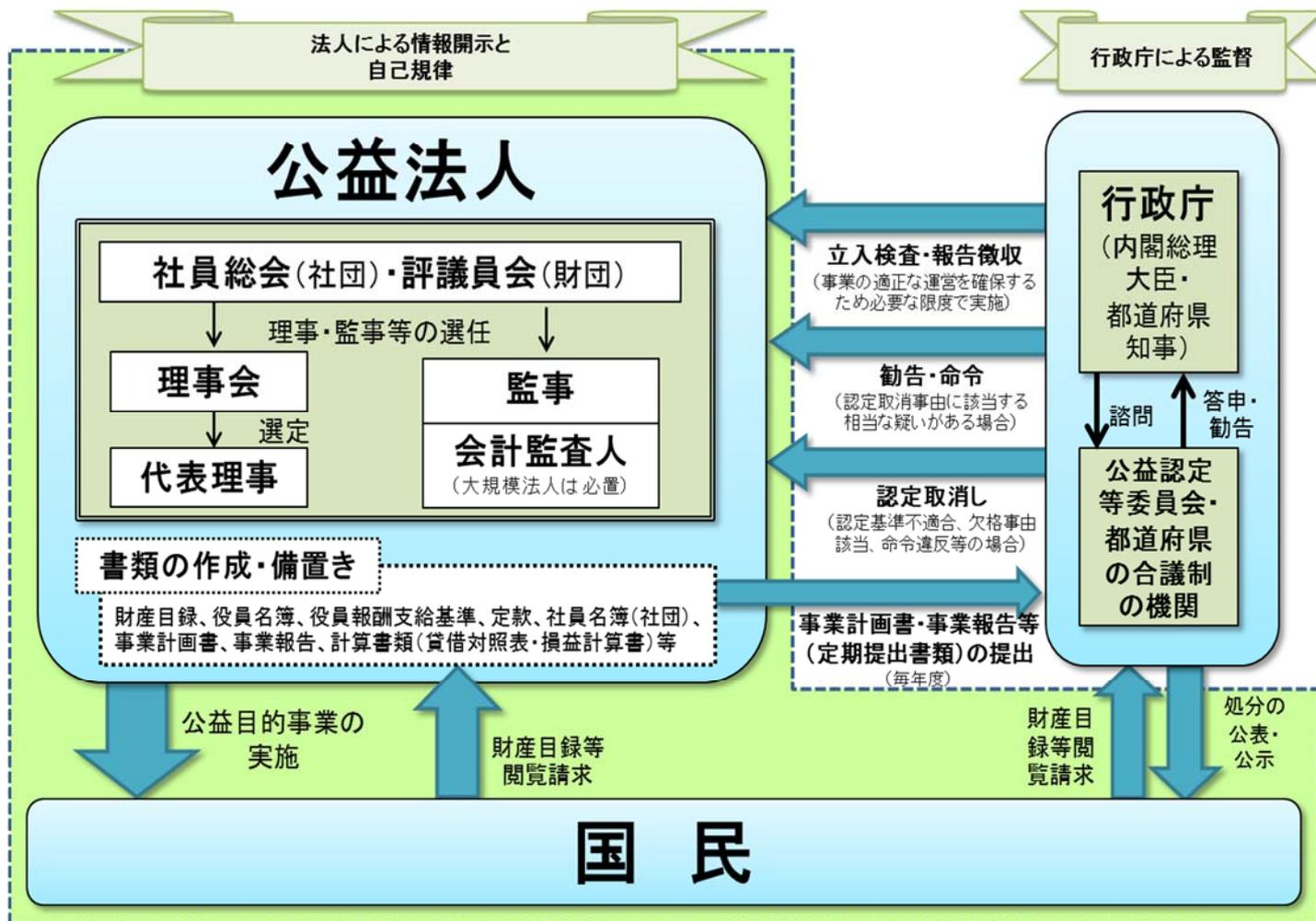


山本内閣府特命担当大臣が公益認定等委員会で挨拶

平成28年8月26日、第356回の公益認定等委員会に山本幸三内閣府特命担当大臣が出席し、委員の日頃の審査業務等に対する謝辞とともに、現在全国で、9,000を超える公益法人が、様々な分野で魅力ある活動をしており、安倍内閣の重要政策である地方創生や一億総活躍社会の実現という観点からも、大変重要な存在になっていること、担当大臣として、委員会と協力し、公益法人の活動への支援や理解促進に取り組むとともに、公益法人の自己規律の確立や適正な運営の確保に努め、民(みんな)の自主性による公益の実現のサポートに尽力したいと考えていることなどが述べられました。



公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



法人情報の開示(ディスクロージャー)により、公益法人がまず自らを規律すること(セルフガバナンス)が「民による公益」を担う公益法人制度の根幹です。

公益法人の監督

旧制度においては、公益法人の監督についても主務官庁の広範な裁量が認められていましたが、新制度では、法人自らが適切な情報開示を行い、ガバナンスを確立することが基本です。その上で、行政庁による監督については、認定法などにより明確に定められた要件に基づき、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において行うこととされています。

具体的には、公益法人から提出される事業計画書・事業報告等により法人の事業等が認定法の公益認定基準に合致しているかなどを確認するとともに、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において立入検査や報告徴収を行います。

認定法に違反する疑いがある場合には、勧告や命令により法人に是正を求め、場合によっては公益認定を取り消すこともあります。

これらの立入検査や報告徴収、勧告や命令は、そのほとんどが公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関が自ら実施したり、その答申や勧告を受けて行政庁が実施することとされており、民間有識者の判断に基づいて行われる仕組みとなっています。

新しい公益法人制度に関する問合せ先一覧

平成28年5月25日現在

機関名		電話番号(代表/直通)	
国	内閣府公益認定等委員会事務局	03-5403-9555(代)	
都道府県	北海道	総務部法務・法人局法人団体課	011-204-5004(直)
	青森県	総務部総務学事課	017-734-9079(直)
	岩手県	総務部法務学事課	019-629-5039(直)
	宮城県	総務部私学文書課	022-211-2295(直)
	秋田県	総務部総務課	018-860-1057(直)
	山形県	総務部学事文書課	023-630-2056(直)
	福島県	総務部私学・法人課	024-521-8226(直)
	茨城県	総務部総務課	029-301-2239(直)
	栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2065(直)
	群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148(直)
	埼玉県	総務部文書課	048-830-2537(直)
	千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160(直)
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当	03-5320-6727(直)
	神奈川県	総務局組織人材部文書課	045-210-2461(直)
	新潟県	総務管理部法務文書課	025-280-5017(直)
	富山県	経営管理部文書総務課	076-444-3150(直)
	石川県	総務部総務課	076-225-1232(直)
	福井県	総務部情報公開・法制課	0776-20-0246(直)
	山梨県	県民生活部私学・科学振興課	055-223-1359(直)
	長野県	総務部情報公開・法務課	026-235-7057(直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)
	静岡県	経営管理部総務局法務文書課	054-221-2866(直)
	愛知県	総務部法務文書課	052-954-6022(直)
	三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231(直)
	滋賀県	総務部総務課公益法人・宗教法人係	077-528-3145(直)
	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
	兵庫県	企画県民部文書課公益・宗教法人班	078-362-3134(直)
	奈良県	総務部総務課	0742-27-8345(直)
	和歌山県	環境生活部県民活動団体室	073-441-2092(直)
	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課	0857-26-7884(直)
	島根県	総務部総務課	0852-22-5014(直)
	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7198(直)
	広島県	総務局総務課	082-513-2246(直)
	山口県	総務部学事文書課	083-933-2130(直)
	徳島県	監察局評価検査課	088-621-2031(直)
	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062(直)
	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課	089-912-2221(直)
	高知県	総務部法務課	088-823-9160(直)
	福岡県	総務部行政経営企画課	092-643-3030(直)
	佐賀県	総務部法務私学課	0952-25-7002(直)
	長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114(直)
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課	096-333-2068(直)
	大分県	総務部法務室	097-506-2272(直)
	宮崎県	総務部行政経営課	0985-32-4477(直)
	鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111(代)
	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074(直)

より詳しい新公益法人制度の内容や申請手続については
公益法人インフォメーションをご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>